

(別紙様式1)

令和7年度ヤンバルクイナ飼育下繁殖等業務請負条件

沖縄島北部のやんばる地域のみには生息するヤンバルクイナは、近年、外来種の影響などにより、その生息域や生息個体数が大きく減少したと推定されており、環境省レッドリストでは絶滅危惧種 IA 類として記載されている。環境省では、平成5年にヤンバルクイナを「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動植物種に指定し、平成16年には保護増殖事業を開始した。平成17年度には、有識者による「ヤンバルクイナ保護増殖事業ワーキンググループ」（以下、「ワーキンググループ」という。）を設置し、飼育下繁殖の必要性について議論を開始し、その目的や具体的な方法、実行可能性などについて検討を行い、平成20年度より飼育下繁殖事業を開始した。

令和7年度ヤンバルクイナ飼育下繁殖業務は、野生鳥獣の飼育管理に係わる生物学的、野生動物医学的な専門性が必要であり、ヤンバルクイナの飼育手法及び飼育下における繁殖生態等に係る情報の記録・整理の実施にあたって、高水準の知見、技術及び経験、実施体制を有し、クイナ類の飼育繁殖を成功させた実績を有していることが必要である。

また、本業務のヤンバルクイナ保護増殖事業ワーキンググループ会合においては、希少鳥類の保全に関する議論を正確に把握し記録できるだけの専門知識・経験が必要であり、これらの知識・経験が無い場合には誤った記録に繋がる恐れがある。

以上の観点から、下記に従い業務請負条件に係る確認書類を提出すること。

記

(1) 提出書類（別添様式）

- ①希少鳥類の計測、個体への標識装着、飼育繁殖及びウイルス性感染症、細菌性感染症、寄生虫病その他の感染症等の予防・治療について知見及び技術を有しており、飼育繁殖及び予防・治療を行った実績が過去5年に2件以上あることが確認できる書類（契約書の写し及び業務内容がわかるもの等）。
- ②希少鳥類の保全検討に係る有識者を交えた会議に向けた資料作成や議事録をとりまとめた実績が、過去5年に2件以上あることが確認できる書類（契約書の写し及び業務内容がわかるもの等）。
- ③ヤンバルクイナの主たる生息地である国頭、大宜味、東の3村内においてヤンバルクイナの飼育が可能な施設と、沖縄島内において集中治療室やレントゲン機器等のヤンバルクイナの傷病個体の収容、診断、治療が可能な設備を確保していることが確認できる書類。
- ④業務期間を通じて、ヤンバルクイナ飼育繁殖施設に十分な飼育員を配置し、定期的に鳥類のウイルス性感染症、細菌感染症、寄生虫病その他の感染症等の予防のため

の検査ができる技術員又は獣医師と、傷病個体の収容、診断、治療にあたる獣医師を配置できることが確認できる書類。

(2) 提出期限等

① 提出期限

入札説明書7. (1) のとおり

② 業務請負条件に係る書類の提出場所及び作成に関する問合せ先

入札説明書4. に同じ

③ 提出部数

1部

④ 提出方法

入札説明書7. のとおり

⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の9時から16時まで（12時～13時は除く）とする。

イ 郵送する場合は、封書の表に「令和7年度ヤンバルクイナ飼育下繁殖等業務請負条件資料在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった業務請負条件資料は、無効とする。

ウ 提出された業務請負条件に係る書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 虚偽の記載をした業務請負条件に係る資料は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

オ 業務請負条件に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

カ 提出された業務請負条件に係る書類は、環境省において、業務請負条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者が提出した業務請負条件に係る資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

(3) 審査結果の回答

入札説明書7. (4) のとおり

(別添様式)

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所長 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

令和7年度ヤンバルクイナ飼育下繁殖等業務請負条件書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- ① 希少鳥類の計測、個体への標識装着、飼育繁殖及びウイルス性感染症、細菌性感染症、寄生虫病その他の感染症等の予防・治療について知見及び技術を有しており、飼育繁殖及び予防・治療を行った実績が過去5年に2件以上あることが確認できる書類（契約書の写し及び業務内容がわかるもの等）。
- ② 希少鳥類の保全検討に係る有識者を交えた会議に向けた資料作成や議事録をとりまとめた実績が、過去5年に2件以上あることが確認できる書類（契約書の写し及び業務内容がわかるもの等）。
- ③ ヤンバルクイナの主たる生息地である国頭、大宜味、東の3村内においてヤンバルクイナの飼育が可能な施設と、沖縄島内において集中治療室やレントゲン機器等のヤンバルクイナの傷病個体の収容、診断、治療が可能な設備を確保していることが確認できる書類。
- ④ 業務期間を通じて、ヤンバルクイナ飼育繁殖施設に2名以上の飼育員を配置し、また、定期的に鳥類のウイルス性感染症、細菌感染症、寄生虫病その他の感染症等の予防のための検査ができる技術員又は獣医師と、傷病個体の収容、診断、治療にあたる獣医師を配置できることが確認できる書類。

(担当者等連絡先)

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L:

E-mail: